

平成28年度事業計画

社会福祉法人雲南ひまわり福祉会

目 次

① 法人本部	・・・ 3
② 就労継続支援 B型事業所「きすきの里」	・・・ 16
③ 生活介護事業所「ほっとらいふ雲南」	・・・ 20
④ きすき居宅介護センター「ひまわり」	・・・ 22
⑤ 共同生活事業所「きすきひまわりの家」	・・・ 23
⑥ 短期入所事業所「きすきひまわりの家」	・・・ 25
⑦ きすき相談支援センター「おれんじ」	・・・ 26
⑧ 放課後等デイサービス事業所「ひなたぼっこきすき」	・・ 27
(別添資料)	
・ 役員・評議員・職員研修計画(別添資料1)	

社会福祉法人雲南ひまわり福祉社会事業計画

1 基本方針

平成28年4月1日、社会福祉法人は大きく変わろうとしています。また、大きく変わることが求められています。社会福祉法人は、貴重な公的財源を元に、地域のニーズに応じた各種の福祉サービスを提供し、社会福祉の振興に寄与する中心的な役割りを担っています。

この度、改正が予定されている社会福祉法（社会福祉法人制度改革）（平成27年度中に成立予定であり、平成28年4月から順次運用開始予定）の趣旨を法人経営者側からの目線で鑑みると、法人組織そのものの改変が求められており、種々の規制が強化されることから、その重責により将来への不安が増していくのを実感しているところです。

今回の社会福祉法人制度改革のポイントは、次の2点であるとされています。

- ① 福祉サービスの中心的な担い手として法人経営組織のガバナンスを高めること。
- ② 社会福祉事業の充実・拡大を進めるとともに、今回新たな責務と位置づけられた「地域における公益的な取組み」により、地域の福祉サービスに貢献していくこと。

当法人においても、過去には、組織体制の再構築が求められている経験を経ており、法人として種々の取り組みを行い現在に至っています。当時も、役員・評議員・スタッフが一丸となって、「利用される方及びその家族にとって、住み慣れた地域で安心して暮らせるための福祉サービスを提供し」、「スタッフにとって安心して働く職場づくり・職場への定着支援」を念頭に各種施策の導入や改正、また、地域におけるニーズを的確に把握し、計画的に施設整備や新規事業への参入を行ってきたところです。これまでの取り組みは、「利用される方が嬉々として当法人の事業所を利用されること」や「スタッフの職場への定着」に直接繋がっており、その成果は着実に現れようとしています。近年法人として取組んできたことは、まさに今回の社会福祉制度改革そのものであると捉えており、今後は、当該制度改革の趣旨をあらためて検証し、当法人としての強みを最大限活かすことで、さらに充実したサービスの提供に努めていきたいと考えております。

2 主要事業等の具体的な取り組み

（1）障がい福祉サービス事業及び職員体制について

平成27年度と同様に、これまで実施した人事考課を踏まえ、適切な人事配置により、障がい福祉サービスの提供を行います。さらに、平成28年度からは、放課後等デイサービス事業所ひなたぼっこきすきの業務を開始することになります。まずは、既存のサービスと連携し、新規事業を軌道に乗せ、これまで以上に充実したサービス提供に努めています。

平成28年度は具体的に次のような事業を実施します。

事業所名	サービス内容
きすきの里	就労継続支援 B型サービス
ほっとらいふ雲南	生活介護サービス 日中一時支援サービス

地域活動支援センターⅢ型事業	
きすき居宅介護センターひまわり	居宅介護・行動援護サービス 移動支援サービス 一般乗用旅客自動車運送事業
きすきひまわりの家 きすきたんぽぽの家	共同生活援助サービス 短期入所サービス
きすき相談支援センターおれんじ	相談支援事業
ひなたぼっこきすき	放課後等デイサービス

(2) 法人運営の中・長期経営計画のこれまでの検証と新たな計画の策定

当法人の中・長期経営計画（以下この項で「当計画」といいます。）の着実な運用を図るため、単年度の事業計画に具体的な取組み内容を盛り込み、計画的・継続的に必要な事業を実施してきたところです。当計画の策定後、サービスの充実を図るため、大きなところでは、国・島根県及び雲南市の補助を仰ぎ「共同生活事業所・短期入所事業所」や「放課後等デイサービス事業所」を整備したほか、社会福祉法人清水基金からの助成を仰ぎ、「交流の促進・憩い等のスペース」を整備したところです。また、「安心して働ける職場づくり・職場への定着支援」を念頭に、必要な規則等の整備や改正、職場環境の改善を図ってきたところ、離職率が極端に低い上、正規のスタッフにあっては過去6年間の離職者数は「0（ゼロ）」となっており、職場への定着が進み、これにより当法人にとって専門性の高いスタッフの育成が図られ、サービスの質の向上に繋がっているものと考えております。

平成28年度は、さらに充実した法人運営を図るため、当計画の検証を行い、「第2期中・長期経営計画（仮題）」を策定し、平成29年度以降も安定的・継続的な法人運営に繋げていく所存です。

(3) 財政運営と会計管理の透明性の確保

障がい福祉施策が大幅に変遷し、様々な制度改正が実施され、年々報酬単価や補助金等が削減される中、今後サービス提供対価として得られる収入は先行きが不透明であり、法人としての経営力がますます問われることとなります。

「サービス向上・原価低減プラン」を活用し、収支状況の適正把握を行い、収支のバランスのとれた事業運営に努めます。

具体的には、スタッフに分かりやすく情報提供（4半期ごとの経営状況報告等）をすることで、経営状況を見る化させ、コスト意識を共有することで、継続的な運営に繋げることとしています。

また、会計管理の透明性の確保を目的として作成した「予算管理規程」を運用させ、予算の編成、執行等に係る定めに基づき、予算の適正かつ効率的な運用を図ることとしています。

なお、これらのプラン等（「サービス向上・原価低減プラン」、「予算管理規程」）については、前述の第2期中・長期経営計画（仮題）の作成と併せて検証を行い、必要に応じて見直しを図り充実したものとしていきます。

(4) 契約事務の更なる適正管理

契約事務につきましては、経理規程等の規定に基づき、これまで適正に管理してきたところですが、契約書を省略して請書とする場合の金額基準（請書を省略する場合を含む）のほか、予定価格調書の作成及び複数からの見積書の徴収を省略する金額基準が定められていませんでした。このことから、平成27年12月に「契約事務処理規程」を策定し運用しています。

具体的に今後法人運営を行っていく中で必要な契約手続き事項について、当該規程を活用し、さらに適正な管理に努めていきます。

(5) 法改正による退職金制度の見直し

当法人では就業規則第52条に「退職手当」について定めています。現在は『社会福祉施設職員等退職手当共済法』の定める共済制度に加入することにより、退職した職員に対し退職金を支給しています。当該共済制度の支給水準については、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとすることが適当であることから、国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率とともに、今後は、長期加入者に配慮した制度とされる予定となっています。しかしながら、障害者総合支援法等に関する施設・事業については、平成28年4月1日より、年間の掛け金の一部を公費から助成する制度が廃止されることとなり、現在の負担額（年額44,700円）の3倍（年額134,100円）となる予定です。既に当該共済制度に加入済みのスタッフについては、今後も公費助成が行われる予定であり、概ね現状の負担額が維持されることとなります。平成28年4月1日以降に採用されたスタッフについては、既存の3倍の掛け金を支払うこととなるためその負担は多大なもの（現在の当法人の事業規模（スタッフ数50名弱）では、将来的に約4,500千円の掛け金増）となることから、今後も当該共済制度に加入し続けることにより、法人の経営を圧迫する恐れがあり、サービス提供に支障をきたすことが予想されます。

以上のような理由から、当法人としての退職金制度の見直しを図り、次のとおり取り扱うこととします。

- ① 既に『社会福祉施設職員等退職金共済法』の適用を受けているスタッフは、引き続き当該共済制度に加入することとする。
- ② 平成28年4月1日以降新たに採用されたスタッフ及び労働条件の変更等により社会福祉施設職員等退職金共済法の適用を受けなくなったスタッフで引き続き当法人のスタッフとして採用されている場合は、別の退職金制度に加入するものとする。ただし、週の所定労働日数が5日以上又は週の所定労働時間が27.0時間以上の者を対象とする。

(6) “ぱっこTime”（障がいを抱える児童のための「塾」のような）の開催

障がいを抱える児童（以下この項において「子」といいます。）といっても、その子の特性や状況に応じて、得意なことや不得意なことは様々です。一般的な学習の場である「塾」と言われるものについては、多くの場所で開校されていると思いますが、子にあっては、その特性上、選択することができる「塾」が限られており、発達期を

迎える子をもつ親にとって悩むところの一つとなっており、そのような場を期待する声は多く聞かれているのが現状です。

当法人においては、平成28年4月より、放課後等デイサービスの事業を新たにスタートすることとなり、現在所要の準備を進めています。今後は、当該事業を軌道に乗せることができが第一の責務と考えておりますが、当該事業が軌道に乗った段階で、その子のための「塾」に代わるような事業を行いたいと考えております。

完全な「塾」に成るには相当の経験則が必要となるため、そのようなことは困難であると思いますが、普通の塾に対し、障がい分野においては、より専門的な知見からのサポートができるのではないかと考えており、その子が楽しく学習することができ、同時にその子の保護者にとっても安心に繋がればいいと考えております。

当初は、月1回程度から開催できる方向で、内容は今後具体的に検討していきたいと考えております。

(7) 施設・設備整備事業

① 就労継続支援事業所スペース改修整備事業

就労継続支援B型事業所きすきの里は、平成13年4月から知的障害者通所授産施設（定員20名）として業務を開始し、障害者自立支援法（現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」）（以下「法」といいます。）の施行に伴い、現在の就労継続支援B型事業所へ移行したものです。

平成13年4月の業務開始時は、利用者14名（身体障がい者の相互利用2名を含む。）でスタートしましたが、年々利用される方が増加し、現在は定員20名を満たす状況（これまでの間、一般就職、高齢者施設への移行等有り。）ですが、平成26年4月より、2名追加の22名の利用者に対しサービスを提供することとなっています。

法では、定員の緩和策が講じられており、1日あたりの定員の150%まで又は過去3ヶ月平均利用者が定員の125%まで緩和されているほか、設備に関する基準において利用者1名当たりの面積要件もなく、当事業所においては、現在利用されている方の利用率を勘案すると、定員25名までの受入れが可能となっています。

しかしながら、もともと定員20名規模を想定し建築された事業所であるため利用者22名を受け入れるためには、実際の支援にあたり手狭な状況となっています。また、現在利用される方の相談は増加傾向にあり、特別支援学校高等部を卒業後の進路先にも当事業所が想定されている状況であり、利用される方が増加することが想定される中、今後も安全に安心してサービスを提供するためには相応の作業スペースを確保することは喫緊の課題であります。

前述のとおり、法では、就労継続支援B型サービスを実施する上で示されている設備基準は、「訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有すること」のみであり具体的な面積要件は求められていませんが、実際の支援において想定される面積は次のとおりとなります。

(別表1)

区分	定員(受入れ人数)	作業室の面積
通所授産施設 (開設当時のサービス)	定員20名	70m ² (現在の作業室(1)及び作業室(2)の合算面積) ÷ 20名 = <u>3.5m²/人</u> (ただし、ロッカー等の収納スペース及び作業台のスペースを含む。)
就労継続支援B型	定員20名(25名)	3.5m ² × 25名 = <u>87.5m²</u>

作業スペースを整備するための経費及び実際の支援の安全性・効率性を考慮すると、作業室(1)及び作業室(2)に隣接する車寄せ部分を改修し作業スペースを整備することが最も得策であると考えられます。車寄せ部分を改修整備することで得られる作業スペースは約20m²であり、現在の作業スペースと合算すると90m²が確保され、別表1の25名分を確保することができることとなります。

なお、今回の提案は、小規模ではありますが施設整備を伴うこととなるため、長期的な支援を想定すると、定員を40名規模に拡大することも検討されますが、既存の事業所は就労継続支援B型事業所(定員20名)及び生活介護事業所(定員20名)を実施するための事業所規模であり、大幅に定員を増員することに伴い、現在就労支援活動として実施している昼食・宅配弁当提供のための調理業務や共有する食堂の受入れ等へ支障が生じ、利用される方へのサービスの質の低下が懸念されるため、現行のサービスの質を維持しつつ、必要最小限度の改修を実施したいと考えています。

また、現在就労支援活動として実施している事業のうち、企業の下請け作業(車の部品組立て、ナカバヤシファイルの袋詰め等)については、企業側から当事業所まで製品が輸送されており、現在別紙図面の車寄せ部分(屋根付き 高さ3m10cm)で製品の積み降ろしを行っています。天候不良の際にも、利用される方や貴重な製品が雨などにさらされることなく、安全で円滑に積み降ろしが可能な状況です。今回経費的な面を考慮すると、作業スペースの整備に最適な部分は前述のとおり車寄せ部分を改修することができますが、車寄せ部分がなくなることに伴い、屋根部分も同時になくなるため、天候不良の際に利用される方が路面で滑り怪我に繋がる等の危険性が非常に高まることが想定されます。現在の車寄せ部分に隣接して設置しているカーポートを利用すべきと考えておりますが、既存のカーポートは高さが低く(2m50cm)、企業からの製品輸送車両の高さ(最高2m80cm)が収まらない状況であり、作業スペースの整備と併せカーポートの取替えを実施し、現在の車寄せ部分の代替として利用することで、前述のような状況を回避したく考えております。

現在は、当事業所の利用を希望される方に対し、定員いっぱいのためやむを得ず他の事業所を紹介するようなことも実際としてある状況ですが、今回の改修整備を行うことにより、利用される方25名の受入れを行うことができるようになり、地域の障がい福祉サービスの質の向上に繋がると確信しております。

以上のような理由から、今後25名の利用者を受け入れることができ、安心して安全に利用していただくための作業スペースを確保したいと考えています。

整備にあたっては、島根県共同募金会での助成を受けるため、平成27年度に所要の手続きを行ったところ、平成27年7月30日付で事業内示を受けることができ、平成28年度に整備を行うこととしています。

(今後のスケジュール)

平成28年3月	助成金交付決定（島根県共同募金会）
平成28年4月	設計監理業務委託契約
平成28年6月	工事請負入札・工事着工
平成28年7月	完成・完了検査
平成28年7月	事業報告

(概算経費)

1 直接工事費	
建築主体工事	2,802,800円
設備工事費	1,137,500円
2 共通費	
共通仮設費	28,000円
諸経費	581,700円
合 計	4,550,000円
3 消費税	364,000円
総工事費	4,914,000円

② 静養室・スタッフ休憩室・事務室整備事業（検討事業）

現在、利用される方に対する医務室の機能は、炊事場としての機能を兼用している他、スタッフの休憩室については確定したスペースがなく、作業室や訓練室、事務室等で利用される方と一緒に休憩をしている状況であります。

本来、利用される方が体調不良により静養されている際には静かな環境で静養していただかなければなりませんが、事務室兼応接室の廊下や炊事場としても利用されているなど、各機能を併用しなければならない状況であり、利用される方の静養を妨げている状況です。また、スタッフの休憩時間は労働から離れることを前提に自由利用が保障されていますが、障がい福祉サービスという事業の特性により本来の休憩時間を確保しきれていないのが現状です。

利用される方が増加傾向にあり、事業所全体のスペースの見直しが必要とされる中、現有のスペースを最大限活用させ、一部修繕を加えることにより、経費の縮減を図りながらの整備が求められます。

今回、静養室・スタッフ休憩室・事務室の機能を一体的に見直し、利用される方

及びスタッフにとって有益な整備を図り活用していきたいと考えており、当法人の第2期中・長期経営計画の作成に併せて検討することとします。

③ 送迎用車両の整備（更新整備） 3,100千円

当法人においては、現在10台の車両を所有しており、送迎サービスや相談支援業務、弁当配達等の業務を行っています。車両の更新整備にあたっては、法人単独での整備は困難であり、種々の補助金制度を活用し、一年度に概ね1台～2台の更新を念頭に置きこれまで整備を図ってきたものであり、今後も前述のような考え方により整備を図るものとしています。

平成27年度においては、平成17年度に整備したトヨタシエンタ（スロープタイプ 車いす仕様車）については、近年大規模な修繕はないものの、整備後10年を迎える、走行距離は280千kmを超えており、老朽化が著しく、今後は大規模な修繕が必要となることが想定される上、送迎の絶対的な安全を考慮すれば更新の時期に来ていると考えています。

当該車両は、車いすを利用する方も含め輸送可能な貴重な形状の車両であり、今後も必要性の高い車両であります。現行のサービスによる送迎を最優先に検討しますが、平成28年度から実施する予定の放課後等デイサービス事業での送迎も視野に入れ最適な車種を選定したいと考えています。

なお、更新整備にあたっては、平成27年度に日本財団宛て申請したところですが、残念ながら採択に至らず、平成28年度に再度申請することとしています。予算は、昨年度指定車両の内、車いす対応車（乗車定員10名 内車いす2名）で計上することとしています。

○ 補助金見込額 2,100千円

○ 自己負担額 1,000千円

④ 施設整備計画（厨房設備改修工事）

就労継続支援B型事業所さきすきの里は、平成13年4月から知的障害者通所授産施設（定員20名）として業務を開始し、障害者自立支援法（現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」）（以下「法」といいます。）の施行に伴い、現在の就労継続支援B型事業所へ移行したものです。

平成13年4月の業務開始時は、利用者14名（身体障がい者の相互利用2名を含む。）でスタートしましたが、年々利用される方が増加し、現在は定員20名を満たす状況（これまでの間、一般就職、高齢者施設への移行等有り。）です。平成27年4月からは、1名追加の23名（定員には緩和策が講じられており、当事業所の場合は25名までの受入れが可能となっています。）の利用者に対しサービスを提供しています。

中でも、調理班の業務（厨房業務）として行っている「昼食のサービス」及び「宅配弁当のサービス」は、平成13年4月の施設開設以来、夢であった思い入れの強

い、念願のサービスとしてスタートさせたものです。調理班の業務には、法人スタッフはもちろんですが、利用される方にも同業務に従事してもらっています。

「昼食サービス」は、利用される方及び法人のスタッフに対しサービスを提供しています。昼食時には、1日約90名の方が、和気あいあいとした雰囲気の中楽しく食事の時間を過ごされています。平成27年度には、社会福祉法人清水基金様からの助成を受けて、「交流・憩いのスペース整備事業」として既存のテラス部分の改修整備を行い、カフェテラスを整備することができ、これまで人が集まることのなかったスペースで年間を通じて交流の場が持てるようになるなど、これまで以上に事業所を活用してもらえる環境ができ嬉々として当事業所を利用していただいております。また、平成28年4月からは、新たに「放課後等デイサービス事業」をスタートさせたことにより、夏休み等の長期休暇の際には、当該事業所を利用される方やスタッフに対しましても、昼食サービスを提供することとしており、今後は1日約20食程度の増が見込まれています。

「宅配弁当のサービス」は、主として一人で暮らされている高齢の方や地域の関係機関等から注文を受けて弁当の宅配業務を行っています。皆様から非常に好評を得ており、平成27年度は、1日平均45食を提供しておりましたが、平成28年4月には1日約60食を提供している状況であり、今後はますます増加することが予想されています。当該サービスは、当事業所にとって核となっているサービスであり、就労支援活動（事業所では、農耕班、工芸班、調理班を編成しています。）における年間の売り上げの内、実に50%を占める巨大事業となっている状況です。また、宅配弁当のサービスは、ただ弁当の提供のみならず、高齢の方に対する見守り活動といった付加的な効果もあり、遠方で暮らすご家族の方に対する安心にも繋がっており、大変貴重なサービスとしても活用されています。

このような状況の中、平成13年4月の事業開始から既に15年が経過しており、厨房施設に大きな改革が迫られている状況となっています。とりわけ急迫なのは、「機器の老朽化による厨房業務従事者への危険性」と「昼食サービス及び宅配弁当サービスの利用者増に伴う業務負担の増」であります。中でも、機器の老朽化による危険性は、ガス台の老朽化によるものが挙げられており、当面既存の機器どうしでの交換を行うことにより一時的な応急措置を講じていますが、あくまで簡易的な措置であり、近年の間に更新が必要な状況です。

そこで、当法人において前述の課題を解消できるよう具体的に検討したところ、当法人が所有する既存の厨房設備の大幅な配置替えも含め更新整備することにより、既存のスペースを最大限活用することで、危険性の除去・業務の効率化による業務負担の軽減に繋げるための「厨房設備改修工事」を計画したものです。

本件事業の完成により、厨房スペースの大規模な環境整備が整うことから、「機器の老朽化による厨房従事者への危険性の除去」と「厨房業務従事者への業務負担の軽減」することができるだけでなく、当法人事業所を利用される方やスタッフに対する昼食サービスや宅配弁当のサービスがこれまでどおり円滑に行えることにより、雲南圏域での障がい福祉サービスの向上に寄与できるものです。

なお、本件事業は、全体の事業費として500万円程度を予定しておりますが、

メーカーの試算によると大幅な省エネにも繋がり、経費の縮減と環境へも配慮した事業となっています。

(8) 役員・評議員・職員のスキルアップ事業

① 役員・評議員・職員の研修計画の策定

役員・評議員・職員のスキルアップを図り、もって利用される方に対する福祉サービスの質の向上に寄与するため、研修計画（別添資料2）のとおり計画的に実施します。

② 職員のスキルアップ

前述の研修のほか、施設外部研修を継続的に実施します。外部研修後には、職員会議の場で研修内容の発表を行い、サービスの向上に努めます。正規スタッフの外部研修について一通り終了したのを受け、内部で検討を行い、より充実した外部研修となるようにしたいと考えています。

③ コンプライアンスの強化

当法人の社会的責任と公共性の高さを十分に認識し、コンプライアンスの強化に努めることとしています。

当法人では、コンプライアンスを「法令・各種規程等を遵守し、地域・社会から信頼され誠実かつ熱心に福祉サービスを提供すること。」と定義づけ、その確実な実施を図るよう具体的な体制を構築します。

特に「虐待防止施策」・「会計管理」・「労働基準法等の労働法」にの3点に重点を置き、1年間を通じ、各テーマごとに勉強会を開催し、コンプライアンスの強化に努めます。

④ PDCAサイクルの実施

計画的に事業の実施に努めていますが、計画及び実行についての振りりが不十分であり、次回の実践に反映されていない現状があります。スタッフ全員がPDCAサイクルの必要性を再認識し、実践することでサービスの質の向上に繋げていきます。

(9) 職場・事業所環境改善事業

① 利用者虐待防止施策・苦情解決取組み

現在取組んでいる事項について継続して実施していきます。

また、具体的な虐待事例はありませんが、苦情や要望といったケースは毎年数件発生している状況であり、利用される方や家族の皆様からの声を聞くための機会を設けるなど、積極的に虐待防止・苦情の事前防止に向けた取組みを行っていきます。

② セクハラ・パワハラ防止施策の強化

セクハラ並びにパワハラの防止のため、現行の「セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント防止に関する苦情処理委員会規程」に基づき、組織体制の強化

を図り徹底した防止策を講じます。

③ メンタルヘルス対策

近年、経済社会環境の激しい変化の中で、仕事や職場に強い不安やストレスを抱えている者が増加している傾向にあります。当法人においても、プライバシーに配慮しながら、メンタルヘルス（心の健康）対策の充実を図ることとしています。

具体的には、休暇制度の充実、労働時間の短縮等、人事労務管理全体の中で検討していきます。また、従来から実施している「自己申告シート」や「個別面談」を通じ、過度の業務負担になってはいないか等、スタッフの状況把握に努めます。

なお、法人として、職員の子育て、介護、地域活動参加等への支援（充実した休暇制度、労働時間短縮措置、深夜業務の制限、ノー残業デーの推進等）をし、職業生活を続けていく上でこれらの課題の調整を図り、もって業務意欲の向上及び能力発揮に繋げるため、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

また、現行の安全衛生推進規則に基づき、具体的な運用を図ります。

④ スタッフの休憩時間の適正確確保（継続）

平成27年度に就業規則を一部改正し、休憩時間を柔軟に対応できるようにしたところです。しかしながら、事業所ごとに特性があり十分に制度の活用に至っていないのが現状です。法人全体としてスタッフの皆と検討していき、事業所に合ったフレキシブルな対応ができるように努めていきます。

⑤ 臨時職員の労働条件の向上（新規）

臨時職員の時間給の取扱いについては、現在採用後3年経過した際に昇給される他、専門的資格の所有者又は送迎業務を実施する者については時間単価を考慮している状況です。しかしながら、業務の円滑な遂行のためには、利用される方を同乗させて輸送を行う業務は送迎業務に限らず、主に宅配弁当の配達時にも生じている状況です。利用される方を同乗させての運転業務は常にリスクを抱えながらの業務になるにも拘わらず送迎業務と比較し格差が生じている状況であり、同等の待遇が不可欠になると考えています。

また、当法人は現在職場への定着率が高く、質の高い安定したサービスの提供に繋がっている状況です。一方で、臨時職員の平均勤続年数は7年程度となっており、当法人の勤務経験が長い臨時職員に至っては15年の長きに渡り当法人に貢献されている状況もあります。これまでの間は、労働される方が家庭環境等を考慮され、臨時職員として勤務することで、社会保険制度における扶養の対象となる働き方を選択される方が多くありましたが、子どもの成長と共に働き方の選択が変わってくるものと考えております。

当法人における正規職員と臨時職員の勤務形態は相当の異なりがある（宿日直業務・夜間勤務・土日祝日の利用者支援業務、サービス利用計画の策定、利用者担当業務等）他、社会福祉法人の制度改革などによる給付費が不透明な状況を考慮すると、希望者全員を正規職員化するのは相当のリスクを抱えることも事実としてあります。

このような状況の中、当法人に貢献していただいている臨時職員に対して、その待遇の向上を図るため、一定の基準を設け時間給の統一化を図り、長期間勤務している者については相応の手当を支給する等、定期的に少しでも昇給できる制度を検討したいと考えています。

また、臨時職員の契約期間は、現在、1年間の有期雇用契約（毎年4月更新）となっていますが、慣例的に自動更新のような状況となっています。労働条件の通知にあたり、契約期間が1年間と提示されていますが、今回これに自動更新条項を設けた上で、毎年通知することで、更に安心して働く職場づくりを図っていきます。

⑥ 職員のキャリアアップ制度の見直し（新規）

現行の給与規程には職員のキャリアアップについての規定が設けられています。具体的には、職員ごとの職位（管理職（統括職・一般管理職）、上級職、中級職、初級職）より等級が定められ、給与に直接的に反映されています。格付けにあたっては、職責や職務の内容、昇格の基本要件（経験年数や保有資格等）が規定されており、平成23年3月から運用されてきました。しかしながら、現行制度では、職位について、障害福祉サービス事業を行うための必置職員（管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、相談支援専門員等）が格付けされており、例えばその必置職員が産前産後休暇や育児休業、休職等により、その職をやむを得ず離れなければならない状況となった場合に、代替する職員が必要になりますが、同時に上級職へ格付けしなければならなく、現状にあった運用を図ることができない状況となっています。

このような状況を踏まえ、今後も円滑な業務運営を図っていくためには、キャリアアップ制度の見直しを行うことが急務となっています。

平成28年度は、具体的な見直しを行い必要な措置（職能資格制度、等級制度等に基づいた職能資格と対応職位の見直し）を講じていきます。

⑦ 管理職手当の見直し（新規）

現行の給与規程によれば、管理職（統括職・一般管理職）に位置付けられている職員については、その職務の等級により定率（本俸×割合）の管理職手当が支給されています。また、上級職・中級職（サービス管理責任者、サービス提供責任者、相談支援専門員等）に位置付けられている者には、その職務の等級により定額の上級（中級）職員手当が支給されています。

現在、課題として挙げられるのは、管理職の者に対しては時間外手当に相当する手当（法定労働時間に対して超過した時間分）は支給されていません、上級・中級職員には前述の定額の手当の他、時間外手当が支給されている状況であり、管理職に位置する職員が支給される手当の総合計に対し、中級・上級職員に位置する職員の手当の合計が逆転している状況があります。

当法人においては、管理職に該当する者について、労働基準法上、管理監督者の要件を一部満たすこととなります。一般的のスタッフと同様の業務に従事している時間も多い等、管理監督者の要件を満たしきれていない現状があります。

管理職手当は、管理職のスタッフに対し監督業務を行う上での職責に応じた部分と時間外手当に相当する部分とに分けられると考えられますが、上級（中級）職のスタッフと均衡が図られていない現状にあることから、今回、管理職手当の見直しを行い適正な給与支給に繋げていきたいと考えています。

⑧ スタッフの福利厚生の向上（新規）

当法人のスタッフに対しては、年1回定期的に（夜間勤務に従事する者に対しては毎年2回）一般の健康診断を行っています。しかしながら、一定の年齢に達した場合には、若年の方よりも健康管理を必要とする場合が多くあります。業務に従事するためには、健康であることが大切であり、種々の病の早期発見は重要なことであると考えております。

今回、必要な規程を整備した上で、一般健康診断の他、人間ドック費用の一部を法人が負担することとし、福利厚生の充実を図り、安定した法人運営に繋げていきたい、平成28年度に必要な検討と行っています。

⑨ 表彰制度の導入（新規）

法人の業務発展のため特に精励した者（理事・監事・評議員・職員）に対し、一定の基準を定め表彰を行うことで、業務・勤務意欲の向上に努め、福祉サービスの向上に繋げます。

⑩ 個人情報保護の徹底を図るための対応

個人情報の保護については、個人情報保護規程に定めるところにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に努めています。

平成28年1月から段階的にスタートする「社会保障・税番号制度」（番号制度）により、当法人にとって個人情報管理責任は非常に大きなものとなってきます。特定個人情報保護委員会により示されている「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」等に基づき、業務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取り扱いについて、平成27年12月に必要な規程の整備を図りました。

平成28年度は、これらの規程を活用した手続きが具体的に生じてくることとなります。また、スタッフのための規程は整備し運用できるような環境となりましたが、一方で当法人を利用されている方々の個人番号の取扱いについては、その取扱い方法が不透明な部分があり苦慮しているのが現状です。今後の示されるであろうガイドライン等を十分に考慮し、個人番号が漏洩することがないよう必要な措置を講ずることとしています。

⑪ 5S活動の推進

5S活動（整理・清掃・整頓・清潔・躰）の推進を図り、能率の向上と快適な職場環境の形成を図ります。

(10) 危機管理の体制強化事業

① 防火・防災訓練の実施と施設管理の強化

消防計画規則並びに土砂災害（風水害）防災計画等、防火・防災に関する規則等に基づき、統制のとれた組織の整備充実を図り、災害発生時に的確に対応できるよう防火・防災訓練を計画的に実施し、併せて備蓄備品を整備します。

また、平成27年度からは、夜間等の警備体制の強化を図るため、専門の警備会社に業務を委託することとしています。具体的には、次のとおり強化します。

- ・ 夜間における盗難・火災等の早期対応
- ・ 日中における不審者への対策強化

② 危機管理と感染症予防

平成24年度に、当法人事業所の開設以来初めての大きな感染症の流行事故（感染性胃腸炎による）が発生したところです。事故対応マニュアルに従い適切に対応できたと考えておりますが、平成26年にもインフルエンザが猛威を振るったところです。インフルエンザ予防接種、手洗いうがいの励行等、当法人として感染の防止に努めています。特に平成26年度は、感染のピーク時に嘱託医の指導の下、スタッフに対し感染予防のための服薬も併せて行い、感染拡大の防止に最大限努めたところですが、当法人事業所開所以来、最も感染が拡大した結果となりました。感染が拡大した要因や誤った対応がなかったか等検証し、これまで以上に的確な対応が求められます。これまでの経験を踏まえ予防の徹底させ感染時に的確な対応が図られるよう、危機管理体制の強化に努め、引き続き危機管理と感染症予防に努めることとしております。

③ 車両事故防止の徹底

利用される方の送迎等においては、徹底した事故防止に努め、安心・安全な輸送が必要となります。当法人では、平成25年度に車両運行管理規程を大幅に改正し、「車両運行管理及び安全運転管理規則」として、新たに、安全管理責任者、安全運転管理者及び安全運転推進者を選任し、日頃の安全運転徹底のほか、車両整備に関する研修会を実施する等、車両事故防止に努めています。車両運転には相当のリスクが伴いますが、今後も徹底した事故防止に努めていきます。

④ 地元自治会との連携

前述の防火・防災訓練の際に、避難誘導の補助支援として、地元自治会の協力を得て実施する。具体的には、共同生活事業所・短期入所事業所において重点的に実施します。

3 役員会等の開催

- ① 理事会 定例会は年3回程度開催し、法人の業務を決定します。
- ② 監事會 定例会は年2回程度開催します。決算期における法人の財産の状況及び業務執行の状況等を監査するほか、年度の中間期において上半期の経営状況及び業務執行状況

等を監査します。

③ 評議員会 定例会は年3回程度開催し、法人運営の重要事項を審議します。

以上のはか、必要に応じ開催し理事会等の活性化を図ります。

4 理事・監事・評議員の改選

現理事・監事・評議員の任期が、平成28年5月20日までとなっています。近年は、組織再編に具体的に取組み、管理体制の強化と職場環境の整備など、一定の改善を図ることができたと考えております。一方で、時代の変遷により障がい福祉を取り巻く情勢は厳しさを増しており、組織の一層の連携強化が求められます。特に、この度の社会福祉法人制度改革により、経営組織の大幅な見直しが図られることとなっています。具体的には、経営組織（理事・理事長・理事会・評議員・評議員会・監事）の位置付け・権限・責任の見直しが図られ、明確化されることとなります。これらの改正は、平成29年4月から施行される予定であり、この度の改選による任期は、平成28年5月21日から平成29年3月31日（理事にあっては平成29年6月まで）までとなる予定とされています（具体的な定款準則が示されていなく未確定です）。

このような状況から、現任体制を維持・継続を基本に据えた理事・監事・評議員の選任を行うべきと考えております。

就労継続支援B型事業所「きすきの里」事業計画

1 基本的な取組み

平成13年4月の開所以来、概ね順調に事業を展開しています。

平成28年度は、利用契約者数は23名（定員20名）が予定されています。

利用される方に対して行う作業内容については、従来からの班編成（工芸班、調理班、農耕班）を継続して行うこととし、安定的なサービス提供を重視します。

平成28年度は、年間267日（昨年度267日）を目標とし事業を展開します。この目標では、一月当たり平均22日の稼働日数となるため、土日及び祝日にイベントを企画する等、利用される方の意向に重点を置いたサービス提供に努めます。

利用される方に対し、工賃支払目標金額である1人あたり年間278千円が支給できるよう収益確保（約6,394千円）が必要となります。

来年度以降も、養護学校生徒の卒業後の利用希望が予想され、定員外での受け入れにあたり、工賃支払いに向けた収益及び作業スペースの確保等に努めます。作業スペースの確保につきましては、平成28年度に島根県共同募金会の助成を受け、既存の車寄せ部分の改修整備を行うこととしております。

2 支援内容

工芸班、農耕班、調理班の三つの班を編成し、利用される方の支援計画書に基づいた支援を行います。支援計画書は、基本的に半年ごとに見直しを行いますが、利用される方の到達度を見極め必要に応じて見直しを行います。支援計画作成に当たっては、利用される

方本人とご家族から具体的な希望を聞く機会を設け、その意向を十分反映させた計画書の作成に努めます。

利用される方に具体的に工賃目標を示し、その目標が達成できるよう支援していきます。

なお、就労事業での収益確保の際には、消費税免税事業者を継続できることを考慮した取り組みが必要となります。

① 工芸班

和紙工芸、布製品（毛糸たわし、きんちゃく製品）等の作製及び企業の下請け作業に取り組みます。

和紙工芸及び布製品等については、普段の注文販売やイベント等への出店の他、「おろち湯ったり館」の売店でも販売します。また、収益性の高い自主製品の開発及び販路の拡大にも取り組みます。

企業の下請け作業については、作業量、収入ともにやや増加してきている状況であり、今後も作業量の増加に向け、利用される方の技術の向上や作業の効率化にも力を入れて取り組んでいきたいと思っています。また、新たな受託作業拡大のため、企業の情報収集にも努めます。

工場への出向作業については、収益増加の目的以外にも利用される方の社会性を身に着けるための貴重な経験の場との認識をしており、今年度も継続して取り組みます。

② 農耕班

法人の事業所近隣の畑を借り受け、幅広い野菜の栽培に取り組みます。農産物の生産に当たっては、農業サポーター並びに利用される方のご家族とも連携し、専門的な知識や技術を教えていただきながら、安定的な収穫に努めます。また、平成26年度より取り組んでいる、他法人との連携による農産物の生産・加工を平成28年度はより幅を広げ、収益の増加に繋げていきたいと考えています。コンニャク等の農産加工品製造にも取組みます。収穫した野菜等は、調理班で使用するほか、イベント等において販売します。

関係機関と連携し、収益率の高い公共施設の清掃業務を継続して実施します。また、新たな委託業務を受託できるよう依頼し、安定した収益の確保に努めます。

平成25年より取り組んでいる古新聞や雑誌などの資源を回収する「はっぴいエコプラザ」事業を継続して行い、地域の方と接する機会も大切にしていきたいと思っています。

③ 調理班

作業を通し利用される方の一般就労に必要な社会生活マナーの習得並びに体力向上及び精神力の育成を図ります。

きすきの里を利用される方と職員の昼食を調理するほかに宅配弁当45食（昨年度平均40食）を目標に取り組むこととします。これは、調理の従事者数及び作業場の規模を考慮し、当面現状を維持できるよう取り組むものです。また、生活介護事業所を利用される方の昼食についても部分的な委託を受け調理作業を行います。

これまでの経験を活かし、好評を得ているマドレーヌ、スイートポテト、クッキー等の販売にも継続して取組むとともに、新メニュー・新商品の開発にも取り組み、収益増に繋げていきます。

3 就労支援について

企業で働くことを体験できる職場体験実習を「雲南障がい者就業・生活支援センター」と連携して行います。実際の職場で働くことで、働くことの「やりがい」や「厳しさ」を肌で感じてもらえる機会となります。また、企業側からマナーや仕事に対する取組姿勢等について評価してもらうことで、実習の成果と今後の改善ポイントが明確になります。

その他、就労学習会等にも参加して就労について考える機会を持ち、就労への意識や意欲高揚に繋げていきます。

4 健康管理について

① 定期健康診断

8月に次の項目について、定期健康診断を実施し利用される方の健康管理に努めます。

検査項目 身長・体重・視力、血液検査（脂質、肝機能、血液一般）、尿検査（尿糖）
心電図、胸部X線、血圧

検査結果については、ご家族に連絡し所要の措置を依頼するほか施設側で取り組むことができるものについては、次のような内容に積極的に取り組み利用される方の健康管理に努めます。また、病院への搬送等については、きすき居宅介護センターと連携し対応に当たります。

- ・ 横山医院での治療援助
- ・ 食事の制限
- ・ 運動療法（トレーニングマシンの使用等）
- ・ 血圧測定
- ・ 服薬管理

感染症予防のため、うがい及び手洗いの励行を徹底して実施し、希望者には協力医療機関と連携しインフルエンザ予防接種を実施します。

② 健康相談

嘱託医による年1回程度の問診を行い、精神面の健康管理及び健康相談を行うほか医療的処遇の必要な方についての治療等についての協力を求めます。

5 昼食の提供

昼食は利用される方の選択制とし、利用される方に対し事前説明及び同意を得て提供することとします。

栄養管理の下、必要な栄養基準量が確保されたバランスの取れた食事を提供します。旬の食材を利用し、季節感のある食事の提供にも配慮します。

また、食事をとおして偏食の克服及び食事マナーの指導も実施します。

特に次の点に留意して食事の提供を行います。

① 利用される方の体調に合わせた調理

- ・ 咀嚼困難な方に対する刻み食
- ・ 体調不良の方に対する粥食

- ・喫食者の摂取量に合わせ副食の量の調節

② お楽しみメニューの導入

- ・月に2回程度 焼肉、鍋物、手巻き寿司等
- ・選択食の採用（クリスマスにはバイキング）

③ ニーズ調査・把握

- ・嗜好調査及び残食調査を行いニーズの把握に努めます。

6 入浴支援

希望者に対し、入浴の支援を行います。また、温泉を使用しているため、腰痛等を抱える方についても積極的に入浴するよう呼びかけを行い対応します。

7 利用される方の給料について

今年度の工賃支払目標金額を、278,000円とし取り組むこととします。

8 避難訓練等の実施

災害発生時に、敏速に利用される方を安全な場所に避難誘導するために年2回程度避難訓練（消火訓練等総合的に実施予定）を実施します。訓練の際には生活介護事業所と協力し、当法人施設全体で実施します。

9 年間の主な行事

年間の主な行事については、概ね生活介護事業所と同一歩調で行うこととなります。行事の種類については、昨年とほぼ同様とします。これまでの経験を踏まえて内容及び開催時期等については、利用される方で組織した「ひまわり自治会」の活動を通し、皆さんの意見が反映されやすい環境を構築し検討を行うこととします。

主な行事 花見会、遠足、ひまわり祭り、映画鑑賞、買い物訓練、体験旅行、
秋のゲーム大会、ボーリング大会、クリスマス会、忘年会、初詣、
調理実習、カラオケ大会、キャンプ、創作体験 等

自治会活動 行事部 行事については、主な行事を参照

体育部 スポーツ大会

美化部 施設内及び周辺の掃除、種まき、苗植え等。

10 会議等の開催

職員会議 法人の正規職員全員で2週間に1回開催し、職員間の連絡調整を行います。

ケース会議 施設長を含めた就労継続支援B型事業所の正規職員全員で2週間に1回開催し、利用される方の支援計画の検討及び施設内の連絡調整を行います。

生活介護事業所「ほっとらいふ雲南」事業計画

1 基本的な取組み

ほっとらいふ雲南は障がいを抱える方たちが地域で安心し、その人らしく生活していくために日中の活動の場としてサービスの提供を行います。現在、①生活介護事業（障がい支援区分3以上の方を対象としたサービス）、②地域活動支援センターⅢ型事業（どなたでもご利用になれるサービス）、③日中一時支援事業（児童、生徒さんを対象とした日中の預かりサービス）、④島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業（重たい障がいを抱える方にも安心してご利用頂ける為の体制整備）の4つの事業を行い、幅広く受け入れの出来る体制を整え、日々のサービスを行います。

2 土曜日の開所日

ほっとらいふ雲南では利用される方、また、そのご家族の方の希望により沿った支援を提供すべく、休日の支援日を月に年6回程度「特別利用日」として提供します。利用される方の中に休日中の支援を希望される声は多く「特別利用日」を設けることで、地域での快適な暮らしを少しでも支援できるよう取り組んでいきます。

3 主な事業内容

- ① 文化活動（レクリエーション活動、作業・創作活動、班活動、音楽活動など）
- ② 行事活動（各月の行事活動、季節に合わせた外出等の支援、創作活動など）
- ③ 日常的生活動作の習得支援（生活マナーの習得、買い物実習、調理実習など）
- ④ 食事の提供（内容についてはきすきの里の事業計画　昼食提供と同様）、口腔ケア、入浴支援、排泄等の介護、日常生活上に必要な支援
- ⑤ 機能訓練（きすき居宅介護センターひまわりと連携し、希望者への東部島根医療福祉センターへの同行、医師及び専門スタッフとの連携によるリハビリプランの作成、機能訓練の計画的な実施など）

4 島根県重症心身障害児（者）在宅サービス提供体制整備事業について

島根県から補助金の交付を受け、重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業を実施し、重度の障がいを抱える方も安心してご利用頂けるサービスの提供に努めます。

なお、この事業は、平成18年1月1日より島根県の指定を受けて実施しています。

5 個別支援計画書・行動支援計画書の作成

ほっとらいふ雲南では、利用されているすべての方に「個別支援計画書」と「行動支援計画書」の作成を行います。「個別支援計画書」は活動面、生活面に重点を置き、利用される方一人一人の希望する生活に向け、どのような活動や支援を提供すべきか、障がいを抱える方とその家族、担当支援員が一緒に考え方目標を設定し作成します。「行動支援計画書」は行動面、身体的な支援に重点を置き、「個別支援計画書」と同様に目標設定を行います。各計画書は一人一人の状況に応じ、概ね半年毎に見直しを行い、話し合い、目標に近づけ

るようサービス提供に努めます。

6 送迎サービス

6台の送迎車輌の使用及び「きすき居宅介護センターひまわり」に部分的に送迎を委託し、雲南市を送迎のサービスエリアとして、自宅から施設までの送迎を行います。

7 健康管理

健康管理については看護師を配置し、毎日の血圧測定、検温、服薬の管理に配慮しながら日常のチェックを行います。また、希望される方には無料で健康診断を受けられるサービスを年1回提供します。また、家族の方との情報交換を密に行い、体調や表情の変化に留意しながら日々の健康管理に努めます。

健康管理において施設側で取り組めることが具体的なものについては、次のような取組みを行います。また、病院への通院に関する支援については「きすき居宅介護センターひまわり」と連携しより安心して生活できるよう支援します。

- ・ 各医療機関への通院支援（通院介助、移動支援など）
- ・ 食事の制限
- ・ 運動療法（トレーニングマシンの使用等）
- ・ 血圧測定、検温、体重測定
- ・ 服薬管理

また、風邪や感染症予防のため、うがい及び手洗いの励行を徹底して実施し、希望される方には協力医療機関と連携し、インフルエンザ予防接種を受ける支援も行います。

8 避難訓練等の実施

利用される方の安全確保の為、災害発生時に敏速に安全な場所に避難できるよう、定期的に避難訓練（消火訓練等総合的に実施予定。）を実施します。訓練の際にはきすきの里と協力し、当法人施設全体で実施します。

9 家族会と交流会の実施

ほっとらいふ雲南では、障がいを抱える方への支援においてもっとも重要な支援方法として「家族との連携」を考えています。担当職員は連絡帳、送迎時のあいさつ、必要な時には電話や訪問を通じて家族の方とのコミュニケーションを図るよう努めます。また、家族会を開催し、本人だけでなく、障がいを抱える方たちを支える家族の方の意見も取り入れていくよう努めます。その際に事前のアンケート調査なども実施します。

また、家族交流会として利用される方とその家族および職員との食事会等を計画し、互いの情報交換、意見収集の場として定期的に開催します。

10 会議等の開催

職員会議 法人の正規職員全員で2週間に1回開催し、職員間の連絡調整を行います。

ケース会議 生活介護事業所の正規職員全員で1週間に1回開催し、利用者の支援計画の検討及び生活介護事業所内の連絡調整を行います。

勉強会 毎月の会議の際に職員間のスキルアップと連携の強化を目的として、専門

分野についての勉強会を実施します。(障がいの知識を深める為の研修、安全運転講習、レクリエーション技術講習など)

きすき居宅介護センター「ひまわり」事業計画

1 基本的な取組み

今年度も従来通り以下のような内容のサービスを提供します。

地域で生活する障がいを抱える方たちへ、個々の心身状況及びその環境に必要な介護を行い、地域での生活をより楽しく快適なものとなるよう居宅介護等のサービスを提供します。

2 対象となる方

雲南市に在住の障がいを抱える方とします。特に必要があると認められた場合は雲南市以外の方に対してもサービスを提供します。

3 業務内容

障がいを抱える方それぞれのライフスタイルに合った支援を必要に応じて以下のようないくつかのサービスを提供します。

① 居宅介護（身体介護、通院介助、通院等乗降介助）

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

通院において支援の必要な方に対し、通院介助を行います。

通院等への車での移動における乗車時・降車時の介助を行います。

② 行動援護

常に支援を必要とする知的・精神障がいを抱える方が、行動面において困難を伴う場合に危険等を回避する為の必要な援護や、外出中や移動中の介護サービスを提供します。

③ 移動支援

障がいを抱える方たちが円滑に外出できるように移動中の支援を行います。

- ・個別支援型

- ・グループ支援型

- ・通所支援型

4 業務日及び営業時間

① 次の休業日以外を営業日とする。

- ・夏季休業 8月13日～8月15日

- ・年末年始休業 12月29日～1月 3日

② 営業時間は次のとおりとします。

- ・8：30～17：30

ただし、必要があると認めた場合においては、休業日、営業時間外においてもサービスの提供を行います。

5 職員の配置

- ① 事業所管理者
- ② サービス提供責任者
- ③ 支援員（ヘルパー）

6 居宅介護計画の作成

個々の状況、環境にあった支援計画を作成し、より高い効果のあるサービス提供に努めます。また、居宅介護計画は個々の状況や環境の変化にあった支援を提供する為、定期的な見直しを行います。

7 健康管理

個々の状況、環境および保健医療サービスの状況等を把握し、法人内で取り組めるものについては各事業所と連携し、ひとり一人に合った支援を提供します。

共同生活援助事業所「きすきひまわりの家」事業計画

1 基本的な取組み

グループホームについてはすでに満床の状態であり、新規入居希望の方を受け入れることができない状況となっており、整備の必要があると思います。また利用者や家族の高齢化が進むなか、地域において自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の介護及び支援等を適切に行い、安心して楽しく暮らせるよう支援していきます。

2 業務内容

利用者にとって快適で安心できる共同生活を確保するため、次のようなサービスを適切に提供します。

- ・ 家事等の日常生活上の支援
- ・ 食事の提供
- ・ 食事、入浴、排泄等の介護
- ・ 健康管理
- ・ 緊急時の対応
- ・ 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整

3 入居定員

- ・きすきひまわりの家 6名
- ・きすきたんぽぽの家 6名

4 対象者

1 8歳以上の障がい者で市町村長が共同生活住居への入居を必要と認めた者とし、主として知的障がい者を対象とします。

5 利用料

- ① 市町村が決定した利用者負担上限月額に達するまでの定率負担による利用者負担額。
- ② 家賃 20,000 円／月～22,000 円／月、食費 28,000 円／月、光熱水費・共益費 8,000 円／月
ただし、食費、光熱水費・共益費については、3ヶ月ごとに精算します。
- ③ 生活保護受給者・市町村民税非課税世帯の者については、市町村に申請することにより月額 10,000 円の家賃補助を受けることが出来ます。

6 個別支援計画書の作成

当法人施設及び事業所と連携し、ケース会議において利用者毎に作成した個別支援計画書に基づき対応します。

個別支援計画書は利用者の状況を一人一人の状況に応じ、概ね半年毎に見直しを行い、より高い効果のあるサービス提供に努めます。

7 会議の実施

利用される方に対し適切なサービスの提供できるよう、人権の擁護、虐待の防止等に努め、従事者の資質向上のための勉強会を実施します。また夜勤者会議を月に1回開催し、職員間の連絡調整を行います。

8 避難訓練等の実施

災害発生時に、迅速に利用者を安全な場所に避難誘導し、利用者の安全に努めるため、年2回程度避難訓練を実施します。

9 その他

- ・ 常に利用者の家族と連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう配慮します。
- ・ サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、他の障害福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援体制を確保します。

短期入所事業所「きすきひまわりの家」事業計画

1 基本的な取組み

今年度も居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所等を必要とする障害者等に対し、入浴、排泄又は食事等の介護その他の必要な保護を適切に行います。

2棟の共同生活介護事業と一体的な事業を展開し、質の高いサービス提供に努めます。

2 業務内容

利用者の快適な保護を確保するため、次のようなサービスを提供します。

① 入浴又は清拭

利用者の入浴の際には、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど、利用者の清潔保持に務めます。

② 食事の提供

当事業所の食費負担分は次のとおりとします。食事は利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、あらかじめ作成した献立に従い適切な時間に提供します。

1 生活保護、低所得1、低所得2及び一般（所得割16万円未満世帯）

- 朝食 230円、昼食 300円～400円、夕食 400円

2 一般（所得割16万円以上世帯）

- 朝食 360円、昼食 550円～650円、夕食 700円

③ 送迎サービス

自宅での送迎が困難な場合には送迎を行います。

3 利用定員

定員 ひまわりの家 1日2名

たんぽぽの家 1日3名

4 対象者

介護を行う者の疫病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障がい者、障がい児を対象とし、主として知的障害者を対象とします。

5 職員配置

グループホーム事業所と一体的に配置し対応します。

生活支援員又は介護職員、調理員については、調理業務を他に委託するため配置しません。

6 その他

常に利用者の家族と連携を図るよう務めます。また、地域の住民及びボランティア団体等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めます。

きすき相談支援センター「おれんじ」事業計画

1 基本的な取組み

相談支援事業では、障がいを抱える方たちの様々な悩み相談を受け付けます。基本的に | はこれまでの取組みを継続して行います。平成24年度から障がい者福祉サービスを利用されるすべての方に対し、希望する生活をするためにどのような方法があるのかを総合的に思案し、利用に向けての支援やその後の定期的な見直しを行う「計画相談」を行っています。今年度も継続して定期的な見直しを行い、より適切な支援に繋げていく取組みを行っていきます。

平成27年度に引き続き、今年度も当事業所の相談支援専門員が雲南市自立支援協議会内の運営委員会や地域部会、就労支援専門部会の役員に任命されており、行政機関や各関係機関と連携して、地域全体の障がいを抱える方に対する相談支援に取り組んでいきます。

また、放課後等デイサービスの平成28年度開所に伴い、障がい児及び保護者に対する相談支援の取り組みも行い、更なる相談支援の充実を図ります。

2 業務内容

具体的には以下のサービスを提供します。

- ・ 福祉サービスを利用するための支援（サービス内容や施設の紹介、手続き上の支援等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（社会資源の紹介、同行、開拓など）
- ・ 社会生活力を高めるための支援（情報の提供、助言、サービスの調整など）
- ・ ピアカウンセリング（人ととのつながり作り、場の提供など）
- ・ 人権を守るために必要な援助
- ・ 地域自立支援協議会への参加、運営など
- ・ サービス等利用計画の作成と定期的な計画の見直し
- ・ 障がい支援区分認定調査
- ・ その他、必要な支援

3 対象者

雲南地域在住の障がいを抱える方とその家族または関係機関（障がいの種別は問いません）で相談及び支援を希望される方。

4 職員配置

- ① 管理者
- ② 相談支援専門員
- ③ 相談支援補助員

5 利用料

無料

6 機密の保守

相談・支援等で知り得た個人情報については、関係法令、ガイドライン及び本法人個人情報保護規程に基づき、漏洩することのないよう適正に管理します。

放課後等デイサービス「ひなたぼっこきすき」事業計画

1 支援の方針

「ひなたぼっこきすき」では、対象となる児童の在宅支援の一環として「家庭」「学校」をつなぐ第3の「安心できる居場所」の提供と、児童ひとりひとりにあった計画的な療育を目的としたサービスの提供を行います。特に児童の秘める成長の可能性に着目し、体験を通じた療育を行います。また、児童ひとりひとりがサービス利用期間中に充実した時間を過ごすことによって家庭や学校で「個性」を発揮し、自己実現につながるような支援を目指します。

2 対象となる方

原則として小学校入学時から高等学校卒業（満18歳到達後の最初の3月31日までの間）までの方であって、住所地のある市町村長から放課後等デイサービス事業の利用認定を受けた方。

3 定員

10名（1日あたり）

4 利用時間

① 学校通学日

月曜日から金曜日 13:00～18:00

② 休校日（春休み、夏休み、冬休み 休日など）

月曜日から金曜日 8:00～18:00

③ 休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日

盆休み（8月13日～15日）

正月休み（12月29日～1月3日）

上記の原則以外の日又は時間に利用を希望される方は相談に応じます。

5 主な事業の内容

「家族、本人が安心できる環境」と「友だち作りの場」の提供

生活能力の向上のための専門的な支援

社会体験学習の機会の提供

発達の状況に応じた遊びと学びの提供

表現活動（音楽、アート、調理など）による自己表現の場の提供
イベントの開催（遠足、クリスマス会など）

6 支援方法

① 児童発達支援計画に基づいた支援（児童発達支援管理責任者）

本人や家族の希望する支援を専門的な視点から計画し、目標到達に向けて支援を提供します。また、本人の得意なこと、好きなことに着目し、個性を活かした支援の提供を行います。

② 基本的生活習慣を身につける

毎日の生活習慣・・・あいさつ、返事、団体行動、移動、着席 など
身辺の自立習慣・・・持ち物整理、トイレ、手洗い、歯磨き など

7 健康管理

日々の健康チェックを行い、心身の状況を把握できるよう努めます。また、家庭、学校との連携を行い、心身の変化に迅速に対応できるよう努めます。

8 給食サービス（休校日のみ）

当法人が運営する就労継続支援B型事業所「きすきの里」に業務委託し、栄養管理のもと利用される方に合った昼食の提供を行います。

9 送迎サービス

学校から「ひなたぼっこきすき」までの送迎サービス（片道）を行います。
また、「ひなたぼっこきすき」から自宅までの送迎については、原則として実施しませんが、やむを得ず必要な場合は個別の相談に応じます。

10 ぼっこCafe（家族交流の場の提供）

家族の方たちの繋がりの場として、月に2回程度、施設の一部を開放します。家族同士の情報交換や相談、勉強会などの企画提供なども行います。

11 職員会議

スタッフ会議・・・2週間に1回、スタッフ会議を開催し情報の共有や課題の整理に努めます。

勉強会・研修会・・・月1回の勉強会を行い、理解を深め、質の高いサービス提供に努めます。また、外部研修などに積極的に参加し、スタッフのスキルアップに努めます。